

福井県配偶者暴力被害者等および困難な問題を抱える女性支援計画の概要

【根拠法令】①配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第2条の3 【DV法】

②困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第8条 【困難女性支援法】

【対象者】①配偶者からの暴力の被害者（性別を問わない、生活を共にする交際関係含む）

②性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の事情により日常生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性

【計画期間】令和6年度～令和10年度（5年間）

①DV法に基づく支援の基本的視点

- ・被害者の立場に立った切れ目のない支援
- ・関係機関等の連携
- ・安全の確保への配慮
- ・地域の状況の考慮

（都道府県の留意点）

- ・被害者の支援における中核としての役割
- ・一時保護等の適切な実施
- ・市町村への支援
- ・広域的な施策の実施

②困難女性支援法に基づく支援の基本的視点

- ・アウトリーチ等による早期の把握
- ・居場所の提供
- ・相談支援
- ・一時保護
- ・被害回復支援
- ・生活の場を共にすることによる支援（日常生活の回復の支援）
- ・同伴児童等への支援
- ・自立支援
- ・アフターケア

本県の計画

【基本理念】 県民一人ひとりの人権が尊重され、必要な支援を受けながら、安心、かつ、自立して暮らせる地域社会の実現

① 安心して相談できる体制づくり

女性相談支援センター、女性相談支援員を中心とした質の高い相談支援

② 安全確保に関する取組みの充実

一人ひとりの支援対象者のニーズに応じた安全安心な居場所の確保

③ 途切れることのない自立支援

安全確保に加え、経済的、社会的、心理的な自立を支える伴走型支援

④ 関係機関、民間団体との連携協力

福祉、保健医療、子育て、住まい、教育など各分野との連携した支援
独自の知見や経験、技術をもった民間団体との相互連携による支援

⑤ 支援につながる社会づくり

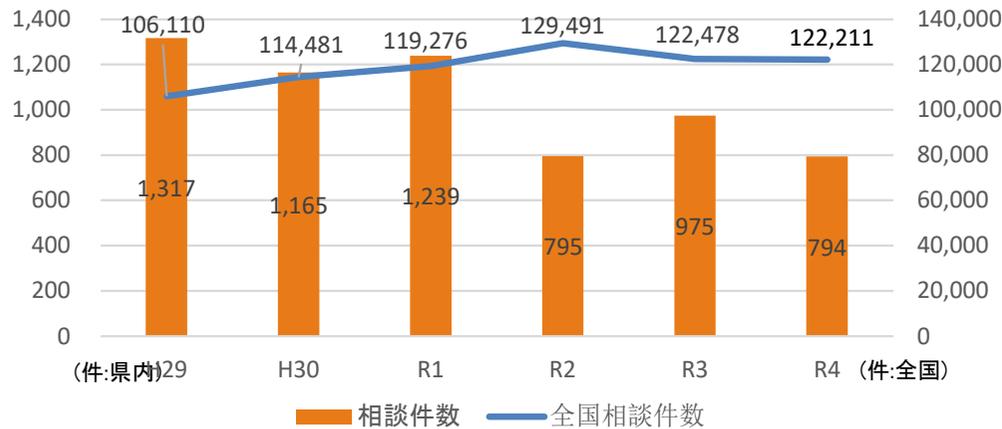
アクセスしやすい相談環境の確保とアウトリーチ等による早期発見

DV相談・女性相談等の状況

- DV相談件数は減少傾向にある。
- 過去1年間にDV被害経験のある方は約8%。女性は身体的暴行、男性は身体的暴行、心理的攻撃の被害が多い。
- 女性相談件数は高止まりしているが、5年前（H29:R4）と比べ8%程度増加。配偶者からの暴力以外の相談が約7割
- 一時保護所入所数や婦人保護施設入所数は減少傾向

DV相談件数

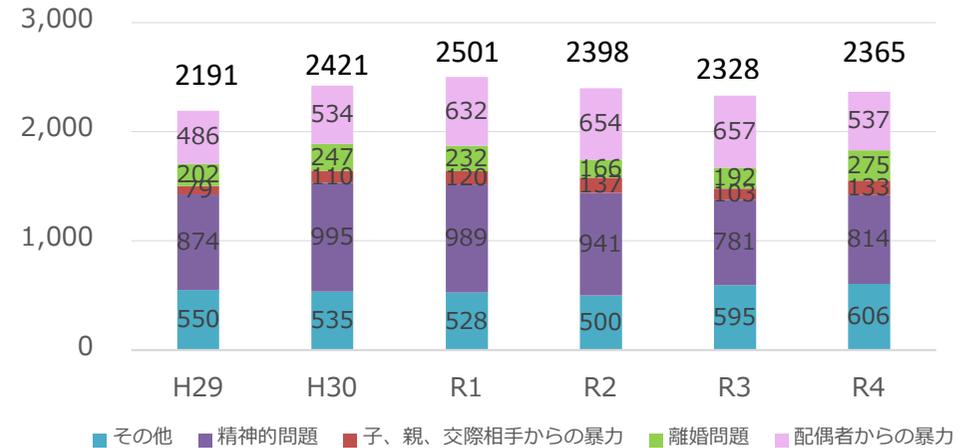
(総合福祉相談所、生活学習館、各健康福祉センター)



出典：内閣府男女共同参画局調査

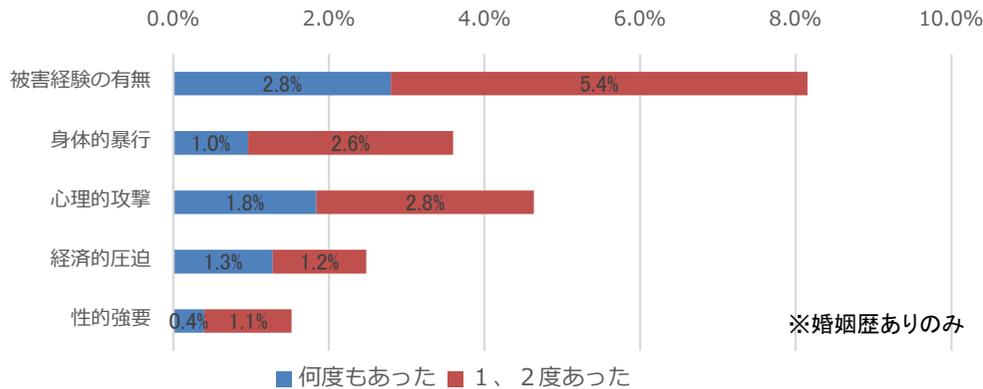
女性相談件数 (来所+電話)

(総合福祉相談所、各健康福祉センター、市福祉事務所)



出典：婦人保護事業実施状況調査（厚生労働省）

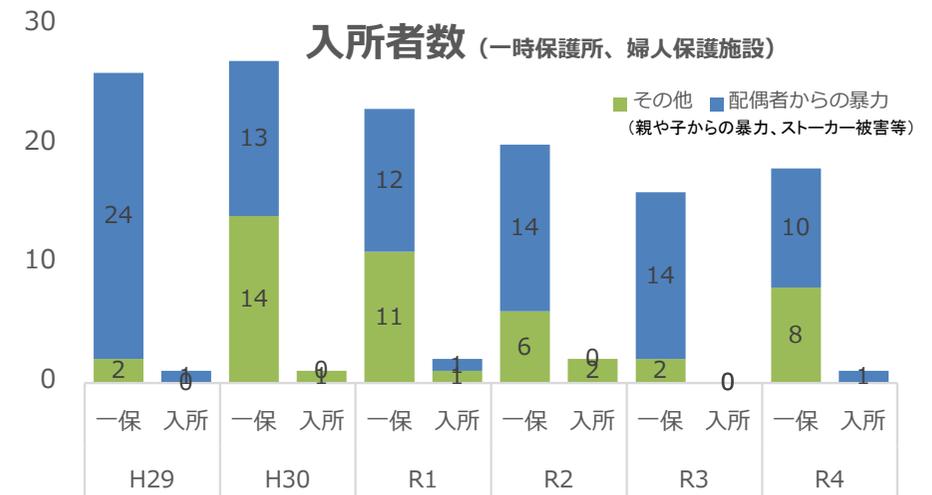
過去1年間に配偶者・交際相手からの被害経験



※婚姻歴ありのみ

出典：福井県配偶者等からの暴力および困難な、問題を抱える女性に関する実態調査（R5）

入所者数 (一時保護所、婦人保護施設)



出典：婦人保護事業実施状況調査（厚生労働省）

基本目標1 安心して相談できる体制づくり

現状と課題

- 9か所の配偶者暴力被害者支援センターのうち、スーパーバイズや人材育成、連絡会の中心となる機関が必要。

配偶者暴力被害者センター 9か所
生活学習館(1)、県健康福祉C(7)、女性相談支援C(1)

女性相談支援員配置数 11名 県健康福祉C(3名)、
女性相談支援C(1名)、
市DV担当課(5市7名)

女性総合相談員配置数 3名 生活学習館(3名)

- 365日ワンストップの相談体制が必要

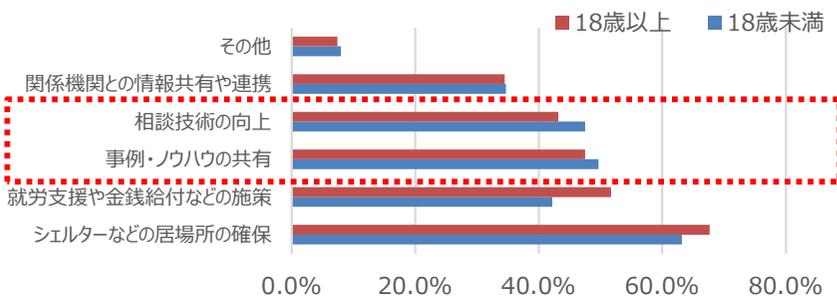
◆当事者からの意見
勇気をもって相談したときに、相談先の支援員が不在だったり、電話が繋がらないことがあると相談意欲を失ってしまう。

- 男性からの相談が増加傾向

男性DV相談件数	R2 (男性/総数)	R3 (男性/総数)	R4 (男性/総数)
全国	3,575(2.8%)	3,147(2.6%)	—
福井県	9(1.1%)	14(1.4%)	60(7.5%)

- 約50%の女性相談支援員が、「相談技術の向上」、「ノウハウの共有」について改善が必要としている。

困難女性への支援で改善すべきこと



【困難な問題を抱える若年女性の包括的な支援に関する調査研究報告書R4 厚生労働省】

★多様化、複合化しているDV被害者、困難な女性のニーズに対応できる相談・支援体制の構築が必要

計画における主な施策

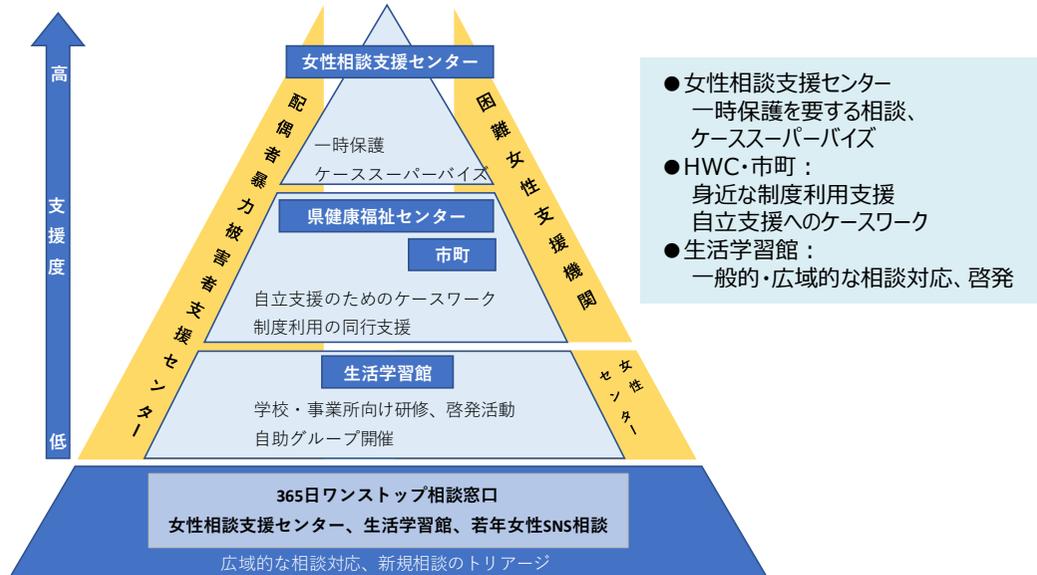
(1) 被害や支援ニーズの早期発見の促進

- 発見や通報に関するポイントを記載したパンフレット等の配布
- 市町、医療従事者、保健、福祉、教育関係者、民生委員・児童委員等に対する研修の実施

(2) 多様なニーズに対応する相談・支援体制の充実

- ① 女性相談支援センターを中心とした質の高い相談支援体制の再構築

・女性相談の対象に、性被害や親子間暴力被害など困難女性の支援を位置づけ
・それぞれの機関の強みを生かし役割を明確化し、ニーズに応じた相談支援を提供



- ② 男性や性的少数者、外国人向け相談体制の充実

男性DV相談に対応している旨を積極的に周知するとともに、男性専用相談（男性相談員が対応）の対応時間の見直しや外国語に対応できる端末の配備を検討

(3) 職務関係者の資質向上への取り組み強化

- ③ 自立支援の中核となる女性相談支援員等の体制強化

・地区別女性相談支援員連絡会を設置し、研修会や事例検討会を実施
・女性支援相談員等の実務者向け研修の参加促進

現状と課題

- 支援対象者の状況等に応じた一時保護施設を確保する必要がある。また、嶺南地域等に施設を確保する必要がある。

◆県内の一時保護施設

- 女性一時保護所(公立) 1か所(嶺北)
- 母子生活支援施設(民間) 1か所(嶺北) ※委託
(今後、一時保護を委託したい施設)
- 民間シェルター(民間) 3か所(嶺北2、嶺南1)
- 自立援助ホーム(民間) 1か所(嶺北)
- 支援対象者の特性に応じた施設(障がい者入所施設等)

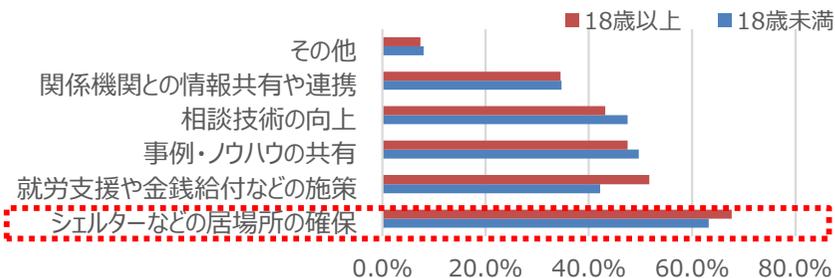
- 民間シェルター等への支援が必要

◆シェルター運営事業

- 内容:シェルター運営に必要な人件費、光熱水費を支援
- 補助:1世帯あたり900円/日(上限30日)

- 民間シェルター等の居場所を求める声大きい

困難女性への支援で改善すべきこと



【困難な問題を抱える若年女性の包括的な支援に関する調査研究報告書R4 厚生労働省】

- 男性DV被害者の受け入れ先を確保する必要がある。

★DV被害者、困難な女性の一人ひとりのニーズに対応できる居場所の充実・確保が必要

計画における主な施策

(1) 一人ひとりの支援対象者・ニーズに対応した保護機関等の確保

- 女性相談支援センターおよび女性自立支援施設の環境改善 (R6.4完成)

- ・支援対象者が安心して相談ができ、家庭的な環境で過ごすことができる施設の整備



完成予想パース

- 支援対象者のニーズに対応した一時保護の実施

- ・緊急避難先としての施設、集団生活になじめない支援対象者のための施設を民間機関と連携して確保
- ・男性のDV被害者、性的少数者、障がいの有無などにより女性相談支援センターでの一時保護が困難な場合の保護施設を確保
- ・国庫補助を活用し、自立援助ホームや民間シェルターへの一時保護委託を推進

- 一時保護期間中の心理的アセスメント等の強化

- ・全ての入所者に心理的アセスメントを実施し、意思決定や心身の健康回復を支援

(2) 保護のための体制整備と安全性の確保

- 警察や医療機関等と連携した安全性の確保

- ・警察やDV被害者支援Cと連携し、必要な情報の共有や安全な保護体制の整備

現状と課題

○ 自立に繋げるために、支援対象者のニーズに合わせたステップハウスの提供が必要

◆ステップハウスの状況

公立1か所(嶺北)…H28以降利用実績なし

◆女性相談支援員等からの意見

ステップハウスの施設がある場所が限定的で、また、居住環境も悪く利用がしにくい。

○ 一時保護中の困難女性は経済的に困窮していることが多くDV被害者以外も活用できる施策が必要

◆配偶者暴力被害者支援事業補助金

保護命令申立手数料 3,900円

一時保護中の医療費 10,000円

就職活動旅費 6,140円

賃貸住宅入居費 160,000円

○ 同じ方が何度も保護されるケースがある

◆計画策定委員、女性相談支援員からの意見

何度も相談してくる方や保護を繰り返す方がおり、こころの拠り所となる居場所等が必要。

○ 18歳に到達した際の支援者の連携が必要

◆計画策定委員からの意見

・家庭環境に問題がある18歳に到達した学生への支援で機関の連携が不十分な場合がある。

★相談、保護、自立、アフターケアの伴走型支援が必要

★居場所を確保し、早期に支援につなげることが重要

計画における主な施策

(1) 住宅の確保および生活再建に向けた支援の充実

○ 公営住宅への優先入居制度の周知、連帯保証人の弾力的運用

① 一時保護からの自立に向けた経済的支援

・配偶者暴力被害者支援事業補助金の対象者(県単)を、困難女性にも拡大し、自立のための資金援助を充実

・支援対象者が希望する場所で自立生活を始めるための住宅費用を補助

○ 就労をはじめとした支援制度に関する情報提供と実施機関との連携(ハローワーク、母子家庭等就業・自立支援センター、福井女性活躍支援センター等)

(2) 法的な手続きについての支援

○ 保護命令制度についての情報提供と手続等の支援

○ 身近な場所(生活学習館)での無料法律相談の実施

(3) 心のケアに対する支援の充実

○ こころの相談の実施(精神保健センター、生活学習館)

① 一時保護後に、拠り所のない女性のための居場所や自助グループの確保

(ふくい女性財団等)
一時保護を受けたことのある女性等が集い、気持ちや経験、情報を分かち合いながら、心の余裕を取り戻せる居場所づくりの推進

(4) 支援対象者の子どもに対する支援の充実

① 女性相談支援Cと児童相談所との連携による同伴児童の保護中・保護後の心理的ケア

(5) 制度の狭間を作らない支援体制の推進

① 市町要対協の構成員に、女性相談支援員を位置付け

○ 高齢者等の個別ケース会議に女性相談支援員が参画

現状と課題

- 女性相談支援員同士が横の連携をとる仕組みが必要

◆現在の連携を行う会議体
 DV…配偶者暴力対策連絡会議(年1回)
 関係団体の代表者が情報共有を行う会議体
 困難女性…特に会議体なし

- 民間団体の活動情報を網羅的に把握し一層の連携が必要

◆女性支援を行っている民間団体等(県が把握しているもの)

- シェルター(相談支援含む)
 県内に3か所(嶺北2、嶺南1)
- 気軽に立ち寄れる居場所の提供
 県内で1か所
 ・ふくい女性財団
- 自助グループ
 県内に3グループ
 ・ふくい女性財団
 ・福井女性フォーラム その他1件
- 啓発
 県内に2団体
 ・ふくい女性財団
 ・福井女性フォーラム

★民間・行政それぞれの強みを活かした総合的な取り組みが必要

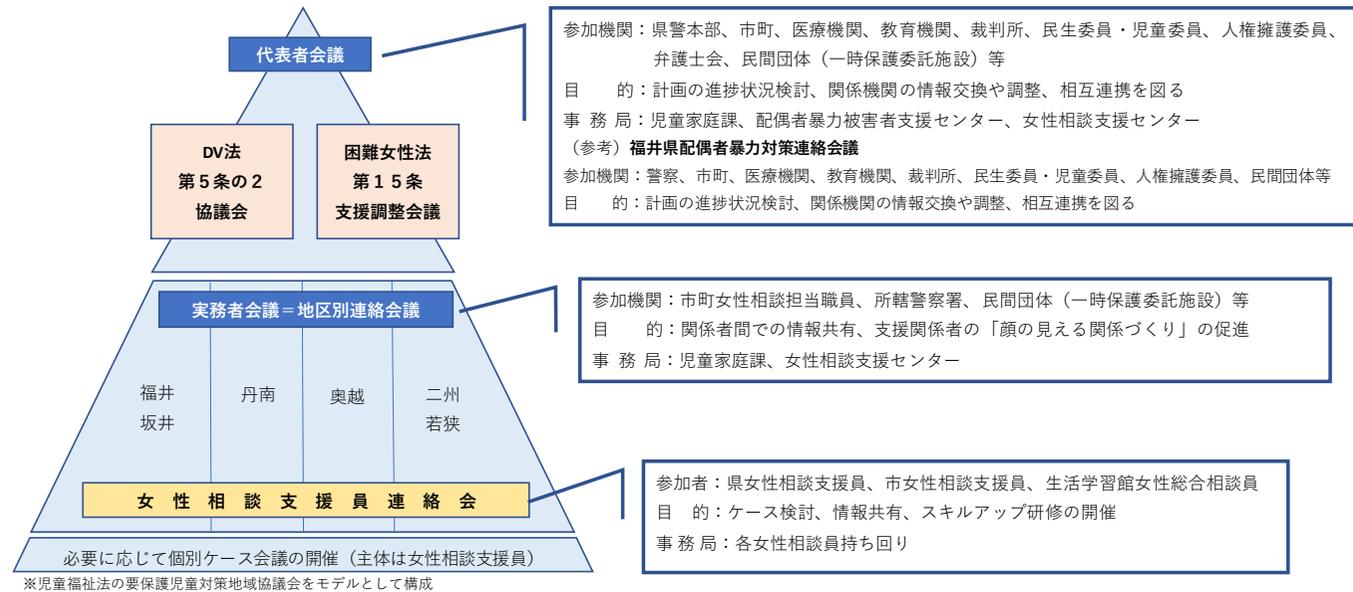
計画における主な施策

(1) 警察や市町、事業所、関係団体等による連携支援体制の推進

新 役割や地域に応じたネットワークの構築

課題の共有や県内の実情を責任者レベルで協議する場や実務者レベルで個別ケース・事例の検討・支援状況を確認する場を設け、円滑で切れ目のない支援や日常的な連携を促進

代表者会議：DV・困難女性施策の進捗状況確認、県内状況の把握、広域的な関係機関連携、資源の掘起し
 実務者会議(地区別連絡会議)：情報共有、実務関係者の「顔の見える関係づくり」の促進、連携、ケース検討など
 女性相談支援員連絡会議：地区ごとの実務者会議を横断する連絡会。情報共有、スキルアップ研修の開催など



(2) 民間団体と協働した支援の実施

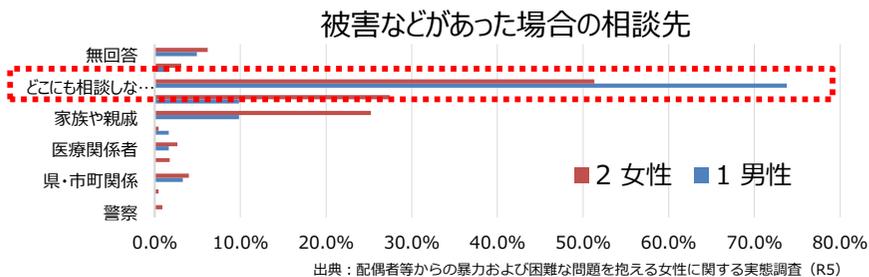
- 支援団体や自助グループの活動支援(居場所確保、支援者の育成、普及啓発等)

新 民間支援団体と連携した事業実施

・男性の緊急避難場所の確保や若年者へのアウトリーチ型の支援の実施
 ・弁護士会が開催するDV事件担当機関連絡会議(実務者会議)等との連携

現状と課題

○ 専門機関への相談につながっていないケースが多い

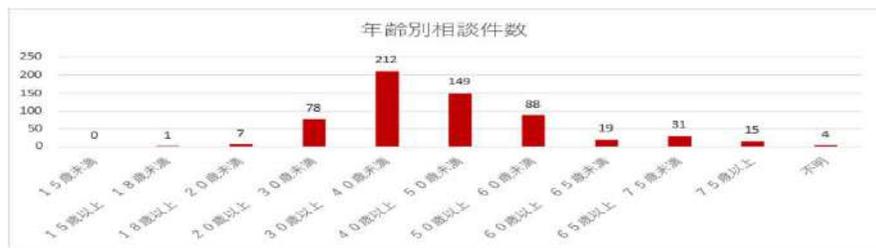


◆ 当事者の方からの意見

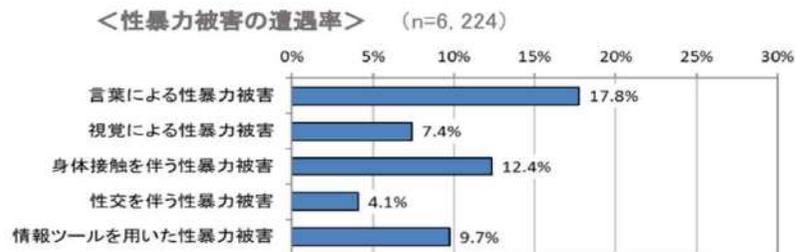
- ・自分がDV被害者とはまでは思っていなかった。DV相談窓口という周知は相談のハードルを上げていると感じる。

○ 若年層からの相談件数が少ない

【令和3年度婦人相談所・婦人相談員が対応した年齢別相談件数(来所)】



○ 若年層（16～24歳）のうち、4人に1人以上（26.4%）が何らか性暴力被害に遭っている。



【若年層の性暴力被害の実態に関するオンラインアンケート報告書R4.3 内閣府男女共同参画局】

★若年層への積極的なアプローチによる支援が必要

計画における主な施策

(1) 正しい認識を深めるための普及啓発

① 県民に対する暴力防止や人権擁護に関する普及啓発の推進

暴力の根絶や女性の人権の理解が深められるよう、リーフレットの作成、メディアやSNS等を活用した普及啓発の実施

○ 必要な時に相談できる機関の周知

- ・相談者が気兼ねなく、また、迷うことなく相談できるよう窓口をわかりやすく周知
- ・男性相談、性の相談など、対応可能である相談窓口の理解促進

(2) 若年層へのアプローチによる支援の強化

① SNS等を活用した相談窓口の設置と社会意識の醸成

SNS等を活用した相談窓口を設置し、必要に応じ面談等を実施

○ 高等学校や大学におけるデートDV防止教育の実施

高等学校等でのデートDVにかかる出前講座や成人式などでの啓発カード配布など、教職員と連携のもと若年層への予防教育や啓発活動の実施

① 夜間の巡回や声掛け、相談支援等アウトリーチ支援の実施

支援団体と協働して、深夜の繁華街やネット等を巡回し、家に帰れずにいる若年被害女性等に対する声掛けや相談支援を実施

(3) 警察、医療機関と連携した未然防止等と加害者への対処

- 警察による24時間365日の人身安全関連事案即応体制の整備
- 医療機関との連携による性犯罪、性暴力にかかるワンストップの支援センターの実施
- 加害者更生プログラム研究等の情報収集・提供